

少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会における

期日外視察の概要

（東京家庭裁判所及び東京保護観察所）

第1 視察日程

平成29年7月21日 午前9時30分から午後零時45分まで

第2 視察先

- 1 東京家庭裁判所
 - 所内視察
 - 業務概況及び少年事件概況の説明

- 2 東京保護観察所
 - 所内視察
 - 業務概況及び保護観察の実際についての説明

第3 視察結果

別紙1記載のとおり。

※ 視察結果は、事務局において概要として取りまとめたものであり、視察内容や視察時の説明・質疑応答内容の全てを記載したものではない。

第4 視察時配布資料

- 1 東京家庭裁判所
 - 「東京家庭裁判所少年事件概況」
 - 「少年犯罪によって被害を受けた方へ」
 - 「少年犯罪によって被害を受けた方へ～少年審判の傍聴について～」

- 2 東京保護観察所
 - 「東京保護観察所業務概況」
 - 「保護観察の実際～保護観察付執行猶予者の事例に沿って～」

第5 参加委員等

別紙2記載のとおり。

※ 視察日程の全部又は一部に参加した委員等を記載した。

視察結果（概要）

第1 東京家庭裁判所における視察結果

1 視察の状況

東京家庭裁判所の施設（少年部書記官室，少年調査官室，一般面接室，被害者調査用面接室及び少年審判廷）を視察するとともに，同家庭裁判所の所長，少年部所長代行，次席家庭裁判所調査官等から，同家庭裁判所における業務概況及び少年事件概況について説明を受け，質疑応答を行った。

2 説明要旨

(1) 業務概況

- 東京家庭裁判所には，少年事件を担当する裁判部（少年部）が4か部ある。検察官等から事件の送致があると，事件係で受付をし，裁判官に分配された上で，書記官室に持ち込まれる。各少年部の主任書記官は，持ち込まれた事件について担当の裁判所書記官（以下「書記官」という。）を決め，配点する。
- 事件を担当する書記官は，事件記録の保管・作成，審判立会事務，調書の作成，関係者からの問合せの対応等の業務を行うこととされている。
- 書記官は，事件が配点されると，管轄の有無，年齢要件その他の審判条件の存否，証拠物領置の必要性，少年の認否の状況及び関連事件の有無等について点検した上で，その結果を裁判官に報告し，進行について裁判官と相談する。簡易送致された事件以外の事件について，少年が非行事実を認めているときは，裁判官が調査命令を発し，家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）の調査が行われる。
- 東京家庭裁判所の少年部には40名弱，家事部には70名程度の調査官が配置されている。調査官は，2年間の研修の後，全国の家庭裁判所に配属され，基本的には，家事事件と少年事件の双方を経験している。少年が非行をする背景には，家庭環境，親子関係，夫婦関係等が関わっていることが多いため，家事事件を担当した経験と少年事件を担当した経験とが相互に有効に作用していると思う。
- 調査官は，主任家庭裁判所調査官（以下「主任調査官」という。）

- を中心にして、主任調査官と調査官数人が「組」という単位で執務している。
- 調査官は、在宅事件では、少年及び保護者に家庭裁判所に来てもらって面接調査を実施する。一般的には、1時間半から2時間程度の面接を行う。通常は1回の面接で終わるが、事案に応じて、必要があれば、面接を繰り返すこともある。
 - 調査官は、在宅・身柄事件を問わず、事案に応じて、様々な心理テスト等を活用し、言葉では上手く表現できない心理状況を引き出している。
 - 心理テストの結果は、調査官が非行メカニズムを把握するためだけではなく、少年や保護者に伝えて日常生活の中で気をつける場面を考えさせることにも活用しており、こうした指導も、教育的措置の一環である。
 - 教育的措置としては、調査・審判を通じた働き掛け、社会奉仕活動、体験学習、グループワーク等を行っているが、少年の問題に応じた必要と思われる措置を行っており、年齢による内容の差はないと思う。
 - 書記官は、審判が開始された場合、付添人と審判期日の調整等を行った上で、裁判官の期日指定を受け、少年及び保護者の呼出し、審判期日の立会、調書作成などを行う。
 - 東京家庭裁判所では、在宅事件については、調査官は調査命令から2か月以内に少年調査票を裁判官に提出し、審判はそれから1か月以内に行うことを原則としており、多くの事件は3か月以内に終局している。
 - 身柄事件に比べると、在宅事件については事件発生から家裁送致までの期間が長くなりがちであるが、最近は改善している状況にあると感じている。
 - 少年審判廷は、刑事事件の法廷と比べると、法壇がなく、裁判官と少年・保護者の目線が同じ高さであることが特徴である。
 - 少年審判廷では、裁判官の正面に少年が座り、その隣に保護者が座る。裁判官、少年、書記官は、常に審判期日に出席する。調査官は、身柄事件では原則として審判期日に出席するが、在宅事件については、審判期日前に裁判官と調査官とで打合せを行い、その結果、調査官が出席しないことを裁判官が許可する場合が多い。

- 平成20年の少年法改正により、一定の重大事件の被害者及び御遺族等が少年審判を傍聴できる制度が創設されたことから、東京家庭裁判所では一部の少年審判廷に少年審判を傍聴する被害者のための座席を設けている。
- 一般的な審判期日の進め方は、次のとおりである。
 - ・ 審判期日前の検討
裁判官は、審判期日が開かれる前に、事件記録、調査官作成の調査票、鑑別結果通知書等を読み、調査官と協議するなどの事前の検討を行って審判に臨む。
 - ・ 非行事実の認定
審判期日では、最初に、少年の氏名等の人定事項を確認し、供述を強いられることはないことを告げた後、少年に対して、非行事実について争いの有無を確認する。少年は非行事実を認めていることが多いのが実情であるが、事実を争っている場合もある。その場合には、証人尋問が行われることがあり、審判に検察官を出席させることもある。
 - ・ 要保護性の審理
少年に非行があったと判断された場合には、要保護性の審理が行われることになる。具体的には、少年が事件当時どのようなことを考えていたのか、今はどのような反省をしているかなどを尋ね、保護者に対し、生育環境や非行当時の生活状況を尋ねるなどしながら、質問に対する少年や保護者の様子を観察し、少年や少年を取り巻く環境の問題性についての検証を深める。
 - ・ 裁判官が、審判期日において行っている少年や保護者とのやりとりには、少年の問題性について検証を深め、保護処分の要否を検討し、その選択をするという側面と、選択が見込まれている処分を前提に、少年に対し更生のための働き掛けを行うという側面がある。
- 否認事件については、基本的には、まず事実関係の審理を行い、事実を認定できる場合にはその認定事実を告げ、その上で、その認定事実を前提として要保護性についての審理を進めるということが多い。20年くらい前と比べると、事実認定に手間がかかる事件が多いと感じているが、現在の制度の中で結論は出せていると思う。なお、少年が否認している事件については内省を深めさせるのが難しいという部

分はある。

- 事件終局後、書記官は、記録の整理などの事務を行い、記録を記録係に引き継ぐ。また、保護処分決定がされた場合、少年調査記録を各執行機関に送付する。

(2) 少年事件概況

- 東京家庭裁判所における少年事件概況については、配付資料（「東京家庭裁判所少年事件概況」）のとおりである。
- 同資料の資料5に記載されているように、年長少年について、中間少年及び年少少年と異なり、審判不開始の理由が事案軽微となっている者がいるのは、まもなく20歳を迎える少年について、保護的措置をとらずに審判不開始とする場合があるためである。
- 同資料5に記載されているように、年長少年の少年院送致の割合が年少少年や中間少年と比較して高いのは、年長少年であるほど前歴のある少年が相対的に多くなることや問題性の根深い少年が年長に至っても非行を繰り返しがちであること等の表れと考えられる。

第2 東京保護観察所における視察結果

1 視察の状況

東京保護観察所の施設（面接室、待合室及び事務室等）を視察するとともに、同保護観察所の所長、次長及び保護観察官から、同保護観察所における業務概況及び保護観察の実際について説明を受け、質疑応答を行った。

2 説明要旨

(1) 業務概況

- 東京保護観察所における保護観察の実施体制としては、保護観察対象者（以下「対象者」という。）の居住地区や更生保護施設を担当する保護観察官とは別に、就労支援や、薬物・性犯罪といった専門的処遇プログラムを担当する班を作っており、事案によっては一人の対象者に複数の保護観察官が関わり、チーム処遇を行う。
- 保護司については、「更生保護サポートセンター」の設置を進めており、同センターは、保護司が対象者と面接を行う場所としてだけでなく、保護司相互の協議、先輩保護司から新任保護司へのアドバイスを行う場所として保護司の活動拠点となっているほか、更生保護に協力的な地域の関係機関・団体等との連絡調整など地域活動を広げるた

めの拠点としても機能している。同センターは、全国では886保護区のうち平成29年度までに501保護区に設置される予定であり、東京保護観察所管内では、平成29年4月1日現在、33保護区のうち21保護区に設置済みである。

(2) 保護観察の実際

- 保護観察を実施する上では、対象者の詳細な情報が必要である。当該情報を基に、保護観察官が事件調査票を作成するとともに、処遇上の課題や目標、保護観察官及び保護司との接触頻度を含む処遇方針を示した「保護観察の実施計画」を策定することになる。
- 保護観察処分少年又は少年院仮退院者の場合、保護観察所には、家庭裁判所調査官や少年鑑別所による調査結果が提供される。また、少年院仮退院者又は仮釈放者の場合、矯正施設収容中における「生活環境の調整」において、保護観察官等が家族等の引受人や住居又は就業先等について調査・調整を行うことができ、その調査・調整の結果を保護観察開始時から活用できる。さらに、仮釈放者の場合は、刑事施設内で受けたプログラムの情報も保護観察所に引き継がれている。他方で、保護観察付全部執行猶予者の場合は、保護観察開始前に裁判所や検察庁から送付される書類から基礎的な情報を得ることはできるが、他の号種の保護観察と比べ、内容が限定的であるため、初回面接時に保護観察官が充実した調査を行い、保護観察開始後も処遇を行いつつ状況等を把握していく必要性が高いことに特徴がある。
- 保護観察所では4種類の専門的処遇プログラムを行っており、いずれも認知行動療法を理論的基盤としている。そのうち、薬物再乱用防止プログラムは、2週間に1回の頻度で行う全5回のコアプログラムと、その後1月に1回の頻度で行うステップアッププログラムで構成されており、東京においては原則として集団処遇で実施している。薬物再乱用防止プログラムでは簡易薬物検出検査も実施しており、あらかじめ日時を指定して検査を行い、陰性の結果を出すことを断薬の短期目標にさせるとともに、断薬の動機付けを高めることを目的としている。プログラムを受けただけで完全に回復できるというわけではなく、プログラムを通じて、薬物依存が慢性の病気であり、「一人では薬物使用をやめられない」ということを理解した上で、依存を抱えながら断薬を続ける方法を考えることが重要である。プログラムを実施

するに当たっては専門の医師，カウンセラー，薬物依存からの回復を目的とする自助グループ（ダルク・NA）のスタッフ等に関与してもらい，プログラム修了後も対象者が地域の関係機関・団体による支援につながるよう工夫している。

- 保護観察における社会貢献活動について，東京保護観察所の場合は，特別遵守事項等の義務付けにより開始するものが約4割，任意により開始するものが約6割である。なお，特別遵守事項等の義務付けの場合の活動回数は5回であるところ，これを終えた後も，任意で活動に参加し続ける対象者がいる。社会性に乏しい，自己有用感が低い対象者が，社会貢献活動を実施することで，自信を持つ機会となる。東京保護観察所では，地理的条件や対象者の心身の状況等を考慮しつつ，高齢者や障害者福祉施設における補助活動，駅前や公園での清掃活動等，様々な活動に参加できるよう配慮している。社会貢献活動を実施する上で，多くの民間協力者を得ており，協力者を含めた地域の方々からの「頑張っているね」「ありがとう」という温かい言葉は，対象者に良い効果をもたらしている。実際の活動体験を通じて達成感が得られるとともに，生き生きと活動する姿から対象者の新たな一面に触れることも少なくなく，対象者自身が自分の可能性に気付くきっかけにもなる。また，地域の協力を得て実施することで，社会貢献活動は対象者が地域の一員として溶け込むための架け橋にもなっている。
- 保護観察の良好措置について，現行法上，少年の対象者の場合は，解除や退院といった制度が存在しており，対象者側も，保護司等の処遇者側も，努力すれば早期に保護観察を終了することができることを目標にして取り組んでいる。他方で，保護観察付全部執行猶予者の場合は，保護観察期間が長いという特徴があるが，保護観察を途中で終えることができず，最大5年という長期間にわたり処遇が続くことで，対象者も保護司もモチベーションを維持できずに疲弊して，処遇効果が薄れてしまう場合があるという実情がある。なお，現行法上，仮解除という制度が存在しているが，実績が低調であることから，現場の保護観察官からは，仮解除について，地方更生保護委員会の決定を要する制度から簡素化できないかという意見や，保護観察処分少年のように完全に解除するような制度ができないかという意見がある。
- 保護観察付全部執行猶予者について，保護観察官等の呼び出しや往

訪に応じないことや行状不良が積み重ねられるなどの遵守事項違反があっても、同違反のみを理由として執行猶予が取り消されることは少なく、ハードルが高いのが実情である。保護観察付全部執行猶予者の遵守事項違反による不良措置については、適時適切に措置を講じやすくして、遵守事項の遵守を一層促すことができればよいと考えている。

- 少年院仮退院者の場合、これまでの環境から隔離された少年院で一定期間処遇を受けた後に社会内処遇へと移行するため、少年院収容中に不良交遊を絶ち、家族等と調整するなど社会内処遇に必要な環境等の整備ができる。また、多くの者は少年院に収容されたことを制裁的に受け止めており、さらに少年院で育て直しの教育を受けて、少年院を仮退院するときには緊張感を持って社会に出てくることから、その機会に保護観察として働き掛けるということが、更生に良い影響を与えていると感じている。他方で、保護観察付全部執行猶予の場合には矯正施設での処遇を経ることなく保護観察が開始されるので、将来、要保護性が高く、環境上の問題も抱える18歳及び19歳が、少年院における施設内処遇を経ずに現行の保護観察付全部執行猶予者となるのであれば、保護観察実施上は困難が大きいと感じる。

保護観察付全部執行猶予制度については、調査の充実や保護観察中の措置の柔軟化等の観点も含めて保護観察が有効に機能する方策を検討してほしい。

参加委員等

1 委員

井上部会長，青木委員，奥村委員，佐伯委員，中里委員，羽間委員，林委員，
廣瀬委員，村田委員，山崎委員，山下（史）委員

2 幹事

池田幹事，今福幹事，岡本幹事，加藤幹事，小玉幹事，小西幹事，澤村幹事，
田鎖幹事，田野尻幹事，橋爪幹事，羽柴幹事，福島幹事，山下（幸）幹事，
吉田幹事

3 関係官

畝本関係官